

埼玉県食品衛生責任者制度運営要綱

（目的）

第一 この要綱は、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生労働省令第二十三号。以下「省令」という。）に規定する食品衛生責任者について、必要な事項を定め、本制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

（食品衛生責任者）

第二 この要綱において「食品衛生責任者」とは、省令別表第十七第一号ロのいずれかに該当する者をいう。なお、当県及び他自治体において、既に食品衛生責任者養成講習会を受講済みの者を含むこととする。

（食品衛生責任者の選任）

第三 営業者は、当該施設又は部門に従事している者であって、衛生管理のできる者のうちから、食品衛生責任者を定めなければならない。

二 営業者は、当該施設又は部門の営業時間等を勘案し、必要に応じて複数名の食品衛生責任者を定めなければならない。

三 次の場合又は、デジタル技術の活用により省令別表第十七第1号ハ（2）、ニ及びホに規定する食品衛生責任者が遵守すべき事項の全てが実行可能であれば、同一人が二以上の施設又は部門の食品衛生責任者となることができる。

（1）食品の自動販売機による営業

（2）当該施設又は部門が隣接するか又は同一建物内などにある

（養成講習会の実施機関の認定）

第四 知事は、省令別表第十七第一号ロ（3）に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会（以下「養成講習会」という。）を確実に行うことができる一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を養成講習会の実施機関（以下「養成講習会認定機関」という。）として認定することができる。

二 知事の認定を受けようとする機関は、埼玉県食品衛生責任者養成講習会実施機関認定申請書（様式第1号）に、養成講習会実施計画書を添えて毎年度開始一か月前までに、知事に申請しなければならない。

三 養成講習会認定機関は、養成講習会の実施にあたりオンライン講習の活用に努めなければならない。

（養成講習会認定の取り消し）

第五 知事は、養成講習会認定機関が次のいずれかに該当する場合は、知事の認定を取り消すことができる。

(1) 養成講習会の実施について不正な行為をした場合

(2) 養成講習会を適正かつ確実に行うことができないと判断した場合

二 前項の場合、養成講習会認定機関に損害を生ずることがあっても、知事はその責任を負わないものとする。

(養成講習会の実施報告の徴収及び立入検査)

第六 知事は、養成講習会認定機関に対して、養成講習会の実施に係る業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査し、又は必要な指示をすることができる。

ただし、関係書類等の証拠の隠滅や改ざん等が行われる可能性が低いと判断される場合には、報告の徴収方法として、電子メール等のデジタル技術を活用することができる。

(養成講習会完了報告書の提出)

第七 養成講習会認定機関は、毎年五月末までに前年度の養成講習会の実施状況を埼玉県食品衛生責任者養成講習会完了報告書（様式第2号）により知事に報告しなければならない。

(食品衛生責任者修了証の交付等)

第八 養成講習会認定機関は、養成講習会の課程の修了者に食品衛生責任者養成講習会修了証（様式第3号、以下「養成講習会修了証」という。）を交付するとともに、受講修了者の氏名等を食品衛生責任者養成講習会受講者台帳（様式第4号）に登載するものとする。

二 養成講習会の課程の修了者である食品衛生責任者の証明等に係る事務は、養成講習会認定機関が行うものとする。

(養成講習会修了証の記載事項更届等)

第九 養成講習会修了証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、養成講習会修了証の記載事項変更届（様式第5号）を養成講習会認定機関に届け出なければならない。ただし、次項の申請を同時に行う場合はこの限りでない。

二 養成講習会修了証を破損若しくは紛失したときは、速やかに、食品衛生責任者養成講習会修了証再交付申請書（様式第6号）により、養成講習会認定機関に申請しなければならない。

(養成講習会受講料等の徴収)

第十 養成講習会認定機関は、養成講習会実施計画書の定めるところにより、養成講習会受講料及び養成講習会修了証の再交付手数料を徴収できるものとする。

(実務講習会の実施機関の認定)

第十一 知事は、省令別表第十七第一号ハ(1)に規定する都道府県知事等が認める講習会(以下「実務講習会」という。)を確実に行うことができる一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を実務講習会の実施機関(以下「実務講習会認定機関」という。)として認定することができる。

二 知事の認定を受けようとする機関は、埼玉県食品衛生責任者実務講習会実施機関認定申請書(様式第7号)に、実務講習会実施計画書を添えて毎年度開始一か月前までに、知事に申請しなければならない。

三 実務講習会認定機関は、実務講習会の実施にあたりオンライン講習の活用に努めなければならない。

(実務講習会認定の取り消し)

第十二 知事は、実務講習会認定機関が次のいずれかに該当する場合は、知事の認定を取り消すことができる。

(1) 実務講習会の実施について不正の行為をした場合

(2) 実務講習会を適正かつ確実に行うことができないと判断した場合

二 前項の場合、実務講習会認定機関に損害を生ずることがあっても、知事はその責任を負わないものとする。

(実務講習会の実施報告の徴収及び立入検査等)

第十三 知事は、実務講習会認定機関に対して、実務講習会の実施に係る業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査し、又は必要な指示をすることができる。

ただし、関係書類等の証拠の隠滅や改ざん等が行われる可能性が低いと判断される場合には、報告の徴収方法として、電子メール等のデジタル技術を活用することができる。

(実務講習会完了報告書の提出)

第十四 実務講習会認定機関は、毎年五月末までに前年度の実務講習会の実施状況を埼玉県食品衛生責任者実務講習会完了報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。

(実務講習会修了証の交付等)

第十五 実務講習会認定機関は、実務講習会を受講した者に対して、食品衛生責任者実務講習会修了証（様式第9号）を交付するものとする。

二 実務講習会認定機関は、実務講習会終了後、受講者名簿を保健所へ提出するものとする。

(実務講習会開催に係る経費)

第十六 実務講習会認定機関は、実務講習会に伴う教材費、会場費、講師手当、その他実務講習会開催に必要な経費を、受講者から受講料として徴収できるものとする。

(定めのない事項)

第十七 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に食品衛生責任者資格者養成講習会を受講し交付された食品衛生責任者資格者証については、要綱第八に規定する食品衛生責任者養成講習会修了証と同等とみなす。

附 則

この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

様式第 1 号

埼玉県食品衛生責任者養成講習会実施機関認定申請書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団体名

代表者名

食品衛生法施行規則別表第 1 7 第 1 号ロ(3)に規定する食品衛生責任者養成講習会の実施機関の認定を受けたいので、講習会実施計画書を添えて申請します。

添付書類

年度埼玉県食品衛生責任者養成講習会実施計画書

- 1 講習会の名称
- 2 講習会の開催期日
- 3 講習会の開催場所及び回数
- 4 講習課目
- 5 講師名及びその略歴
- 6 使用テキスト等
- 7 受講手続方法
- 8 受講料及びその積算根拠
- 9 その他

様式第 2 号

埼玉県食品衛生責任者養成講習会完了報告書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団体名

代表者名

年度埼玉県食品衛生責任者養成講習会を完了したので、埼玉県食品衛生責任者制度運営要綱第 7 の規定により、実施結果を報告します。

記

- 1 講習会の名称
- 2 講習会開催期日
- 3 講習会の開催場所及び回数
- 4 講習会受講者数
- 5 講習課目及び時間
- 6 講師名及びその略歴
- 7 使用テキスト等
- 8 受講に係る収支決算書
- 9 その他

第

号

食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 修 了 証

氏 名

生年月日

あなたは、食品衛生法施行規則第 6 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく
次の講習会の課程を修了した者であることを証します。

講習会の名称

埼玉県食品衛生責任者養成講習会

受 講 年 月 日

年 月 日

埼玉県知事の認定機関

食品衛生責任者養成講習会認定機関の長 印

様式第4号

食品衛生責任者養成講習会修了者台帳

[illegible]

様式第 5 号

食品衛生責任者養成講習会修了証の記載事項変更届

年 月 日

食品衛生責任者養成講習会認定機関の長 様

住所

届出者

氏名

食品衛生責任者養成講習会修了証の記載事項について、下記のとおり変更が生じたので、埼玉県食品衛生責任者制度運営要綱第 9 第 1 項の規定により、届け出ます。

記

食品衛生責任者養成講習会修了証		交 付 番 号 交 付 年 月 日	
内 容	変 更 前		
	変 更 後		

(注意) 食品衛生責任者養成講習会修了証を添えて提出してください。

様式第 6 号

食品衛生責任者養成講習会修了証再交付申請書

年 月 日

食品衛生責任者養成講習会認定機関の長 様

住所
届出者
氏名

食品衛生責任者養成講習会修了証の再交付を受けたいので、埼玉県食品衛生責任者
制度運営要綱第 9 第 2 項の規定により、申請します。

記

食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会 修 了 証		
交 付	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
	再交付の理由	

(注意) 食品衛生責任者養成講習会修了証を汚損した場合は、この申請書に当該養
成講習会修了証を添えて提出してください。

様式第 7 号

埼玉県食品衛生責任者実務講習会実施機関認定申請書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団 体 名
代 表 者 名

食品衛生法施行規則別表第 1 7 第 1 号ハ(1)に規定する食品衛生責任者実務講習会の実施機関の認定を受けたいので、講習会実施計画を添えて申請します。

記

添付書類： 年度埼玉県食品衛生責任者実務講習会実施計画書

別紙

年度埼玉県食品衛生責任者実務講習会実施計画書

- 1 講習会の名称
- 2 講習会の開催期日
- 3 講習会の開催場所及び回数
- 4 講習科目及び時間
- 5 講師名及びその略歴
- 6 使用テキスト等
- 7 受講手続法
- 8 受講料及びその算出根拠
- 9 その他

様式第 8 号

埼玉県食品衛生責任者実務講習会完了報告書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団 体 名
代 表 者 名

年度埼玉県食品衛生責任者実務講習会を完了したので、埼玉県食品衛生責任者制度運営要綱第 1 4 の規定により、実施結果を報告します。

記

- 1 講習会の名称
- 2 講習会開催期日
- 3 講習会の開催場所及び回数
- 4 講習会受講者数
- 5 講習科目及び時間
- 6 講師名及びその略歴
- 7 使用テキスト等
- 8 受講に係る収支決算書
- 9 その他

第 号

食品衛生責任者実務講習会修了証

氏 名
生年月日

あなたは、 年度食品衛生責任者実務講習会の課程を
修了したことを証明します。

年 月 日

食品衛生責任者実務講習会認定機関の長 印